

「従来型個室」 (単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	個別機能訓練加算Ⅰ	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	638	4	13	36	5	12	320	300	1,328	39,840	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	420							390	1,518	45,540		
	820							650	2,178	65,340		
	1,171							1,392	3,271	98,130		
要介護2	第1段階	705	4	13	36	5	12	320	300	1,395	41,850	
	420							390	1,585	47,550		
	820							650	2,245	67,350		
	1,171							1,392	3,338	100,140		
要介護3	第1段階	778	4	13	36	5	12	320	300	1,468	44,040	
	420							390	1,658	49,740		
	820							650	2,318	69,540		
	1,171							1,392	3,411	102,330		
要介護4	第1段階	846	4	13	36	5	12	320	300	1,536	46,080	
	420							390	1,726	51,780		
	820							650	2,386	71,580		
	1,171							1,392	3,479	104,370		
要介護5	第1段階	913	4	13	36	5	12	320	300	1,603	48,090	
	420							390	1,793	53,790		
	820							650	2,453	73,590		
	1,171							1,392	3,546	106,380		

介護保険給付対象額に60%を乗じた金額となります

「多床室(相部屋)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象						介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	559	4	13	36	5	12	0	300	929	27,870	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	370							390	1,389	41,670		
	370							650	1,649	49,470		
	855							1,392	2,876	86,280		
要介護2	第1段階	627	4	13	36	5	12	0	300	997	29,910	
	370							390	1,457	43,710		
	370							650	1,717	51,510		
	855							1,392	2,944	88,320		
要介護3	第1段階	697	4	13	36	5	12	0	300	1,067	32,010	
	370							390	1,527	45,810		
	370							650	1,787	53,610		
	855							1,392	3,014	90,420		
要介護4	第1段階	765	4	13	36	5	12	0	300	1,135	34,050	
	370							390	1,595	47,850		
	370							650	1,855	55,650		
	855							1,392	3,082	92,460		
要介護5	第1段階	832	4	13	36	5	12	0	300	1,202	36,060	
	370							390	1,662	49,860		
	370							650	1,922	57,660		
	855							1,392	3,149	94,470		

◆利用者負担段階について

第1段階:市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階:市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階:市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
第4段階:利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。

要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)



看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算
死亡日以前4日以上30日以下	144円	医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき
死亡日の当日	1,280円	

理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。